

大 個 審 第 9 号
(答 申 第 1 号)
平成 8 年 9 月 1 7 日

大阪府知事 山田 勇 殿

大阪府個人情報保護審議会
会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

今日の高度情報化社会では、インターネット、パソコン通信等、情報処理技術や通信技術の進展により、大量かつ広範な情報が迅速に処理され、伝達されるようになりました。このような情報化社会の進展は、情報の積極的な活用によって、私たちの生活が豊かで、便利なものとなる反面、自分の情報が知らないところで、収集・利用されたり、誤った情報が流通し、個人が不利益を被るおそれが増大しており、個人情報の適正な取扱いを求める声が高まっています。

個人の尊厳と基本的人権の尊重は、今日の私たちの社会の基礎をなすものでありますが、個人情報の不適正な取扱いにより、プライバシー情報が流出したり、誤った個人情報が伝達された場合は、個人の権利利益が侵害されるおそれが生ずるので、個人の尊厳と基本的人権を守るために、個人情報の積極的な保護策が必要となっております。

このため、大阪府では、平成 8 年 3 月、個人の自己に関する情報をコントロールする権利の保障を理念とした「大阪府個人情報保護条例」(以下「条例」という。)を制定し、府の機関に対し、個人情報の適正な取扱い義務を課すとともに、本人の自己情報の開示等の権利が定められたところであります。

例えば、府の実施機関が、事務事業に不必要な情報を収集したり、本人の知らない間に個人情報を収集すると、府民の不安感や権利侵害のおそれが高いため、個人情報の収集にあたっては、本人収集を原則とする(条例第 7 条第 3 項)とともに、個人の尊厳に深く関わる「思想、信仰、信条その他の心身に関する基本的な個人情報」及び「社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」については、収集禁止を原則としています(条例第 7 条第 4 項)。

さらに、当初の取扱事務の目的外に個人情報が本人の予期しない形で流通していく個人情報の目的外利用・提供を原則として禁止(条例第 8 条第 1 項)し、とりわけ、実施機関以外のものに対して、通信回線により結合された電子計算機を用いて個人情報を提供することを原則として禁止(条例第 8 条第 3 項)しています。そして、これらの事項に関して、条例で認める以外に例外的取扱いが必要な場合は、審議会の意

見を聴くこととしているものです。

また、条例では、府の機関のみならず、民間事業者に対しても、自主的に個人情報の保護のための適切な措置を講ずるよう求めることとし、審議会の意見を聴いて、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成するものとしています（条例第35条第2項）。

こうした趣旨に鑑みながら、条例の運用にあたって、本審議会は個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、実施機関に対し、積極的に意見を述べてまいりたいと考えます。

このような認識のもと、平成8年8月30日付け国際第1164号をもって諮問のありました次の内容について、審議したところ、諮問の内容をいずれも適当なものと認めましたので、答申します。

なお、当審議会が適当と認める個別の理由は、別添1のとおりです

- (1) 条例第7条第3項第6号に規定する個人情報の本人収集原則の例外事項について
- (2) 条例第7条第4項に規定する思想、信仰、信条等に関する個人情報の収集禁止に対する例外事項について
- (3) 条例第8条第1項第7号に規定する個人情報の目的外利用・提供禁止に対する例外事項について
- (4) 条例第8条第3項に規定する通信回線により結合された電子計算機を用いた個人情報の実施機関以外への提供禁止に対する例外事項について
- (5) 条例第35条第2項に規定する事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針について

今後、実施機関における各種事務事業の実施に際しての個人情報の取扱いに当たっては、自己情報のコントロール権が実質的に保障され、公正で民主的な府政の推進が図られるよう、下記の点に配慮して運用してください。

記

- 1 例外的取扱いが必要として、諮問された項目に該当する事務事業については、今後、本審議会への諮問を要しませんが、項目への該当について判断のしがたいもの、項目に該当するものの慎重な取扱いを要すると判断される事務事業を実施するに当たっては審議会に報告してください。

また、今回の答申において、留意すべき事項等があった事務事業については、今後、検討の経過を審議会に報告してください。

なお、これら以外で現段階では適当とされた事項についても、科学技術の発達、個人情報の保護に対する社会の要請にも配慮しながら、常に改善しながら運用していくことが必要であると考えます。

2 個人情報の本人収集原則の例外事項については、できるだけ、本人の同意を得るようになるなど、今後は、この項目に該当する事務事業数を減らしていくよう心がけてください。

3 条例第8条第1項第2号に規定する「法令又は条例の規定に基づくとき」とは、法令又は条例により、個人情報の目的外利用又は提供が、明文の規定により義務づけられている場合をいい、法令に基づく照会等であっても、実施機関に裁量がある場合は該当しないと考えます。

また、府公文書公開条例に基づく公開請求に際しては、「一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの」に該当しない限り公開されることになるため、この場合の個人情報保護条例第8条の利用及び提供の制限との関係については第1項第2号に規定する「法令又は条例の規定に基づくとき」に該当することに留意してください。

4 条例第8条第1項第6号に規定する利用及び提供制限の例外事項のうち、「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供する場合」は、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう、個人が特定されないこと、情報提供先を限定し、必要最小限の情報に止めること等、特に配慮することが必要です。

5 条例第8条第3項に規定する通信回線を用いた個人情報の外部提供については、今後は、別添資料2の「オンライン結合を用いた個人情報の提供についての基準」をもとに審議会で判断することになるので、実施機関は、審議会への諮問に先立ち、この基準を満たすよう実施機関内の体制を整備するとともに、国等に対しても、働きかける等努力してください。

6 個人情報保護制度の円滑な運用は、府民と職員の個人情報保護意識の高揚によるところが大きいことから、府民と職員の意識啓発に一層の努力を望みます。

とりわけ、別添資料3の事業者指針については、府下の事業者の個人情報の取扱いは、それぞれの業種や企業規模等により多種多様であるので、その実態に即して、個人情報の保護措置が図られるよう事業団体等を通じ、きめ細かい普及啓発に努めることが必要です。

1 本人収集原則の例外事項（条例第7条第3項第6号）について

番号	項目	本人以外からの収集を適当と認める理由等
1	栄典、表彰等の選考を行うため、候補者の氏名、住所、経歴、推薦の理由その他候補者に関する個人情報を本人以外のものから収集する場合	<p>① 栄典、表彰等の事務の性質上、本人に知られることにより、事務の公正な運営に支障をきたしたり、本人に事前に期待をいだかせることにより対象外となった場合の不信感につながる等事務の円滑な実施を困難にするおそれがある。</p> <p>② 本人から収集したのでは、情報の客観性を確保することができず、事務の目的に支障が生ずる。</p>
2	委員、講師、指導者、助言者等を選任する事務等において、人選に必要な範囲内で候補者に関する個人情報を当該候補者の所属する団体、市町村等から収集する場合	<p>① 委員等の適任者を幅広く求めるため、本人以外のものから候補者の個人情報を収集する必要がある。</p> <p>② 本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、事務の目的に支障が生ずる。</p> <p>③ 選考、任命等の事務の性質上、本人に知られることにより、事務の公正な運営に支障をきたしたり、本人に事前に期待を抱かせることにより対象外となった場合の不信感につながる等事務の円滑な実施を困難にするおそれがある。</p> <p>④ 団体、市町村の推薦の場合は、推薦という事務の性質上、本人から収集することができない。</p>
3	団体又は事業を営む個人（以下「団体等」という。）に対して指導し、又は補助金の交付等を行うに当たり、団体等の職員、構成員又は団体等が設置し、若しくは運営している施設の入所者等に関する個人情報を団体等から収集する場合	<p>① これらの情報は、当該団体等でなければ保有していない情報である。</p> <p>② 情報の客観性、正確性を確保するため、当該団体等から収集する必要がある。</p> <p>③ 団体等の指導、補助金の交付等に際して、事務に必要な範囲内で行政機関が職員、構成員等の個人情報や利用者、入所者等の個人情報を収集することは必要不可欠なものであると考えられる。</p>
4	相談、陳情、要望、苦情、意見等その他本人の自由な意思により提供される情報の中に、提供者以外の者に関する個人情報が含まれている場合	<p>① 相談、陳情、要望、苦情、意見等の内容に相談者以外の者に関する個人情報が含まれている場合、それらの内容を正確に把握しなければ、事務を適切に処理することができない。</p> <p>② 相談等の内容は、相談者等の意思により一方的に提供されるものであり、その性質上収集を拒むことができない。</p>
5	病院、保健所等の機関が診療行為、疾病予防等のために本人の家族等から本人に関する個人情報を収集する場合	患者や受診者等に対する確かな治療等を行うために、本人の過去の治療歴等に関する情報を主治医や家族等など、本人以外のものから収集することが必要な場合がある。
6	実施機関以外の府の機関、国、他の地方公共団体その他の者から送付された資料に名簿等の個人情報が含まれている場合	<p>① 実施機関以外の府の機関、国等の事務又は事業の目的に基づいて送付されるものであり、その性質上収集を拒むことができない。</p> <p>② 報告書等の一部である場合などは、個人情報の部分のみを除いて収集することが困難である。</p>
7	本人の所在確認等のため、家族、本人が所属する団体等から本人の個人情報を収集する場合	事務の性質上本人から収集することができない。

番号	項目	本人以外からの収集を適当と認める理由等
8	争訟、評価、指導、交渉等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ない場合	<p>① 本人から収集したのでは事務が公正・正確に行われないなど事務の目的を達成し得ない。</p> <p>② 争訟、評価、指導等に当たっては、本人以外のものから情報を収集することが、当該争訟、評価、指導等の事務の公正かつ円滑な執行のために必要であり、また、公益に資するものである。</p>
9	規則、要綱等の規定に基づく各種の申請、届出等に伴い、提出される情報に当該申請者等以外の者の個人情報が含まれている場合	申請書等の内容に、当該申請者等以外の者に関する個人情報が必要として定められている場合がある。
10	委託契約等に伴い、当該受託者等からその従業員等に関する個人情報を収集する場合	委託等の契約を締結する事務において、契約先の従業員の氏名等を把握することが契約書に明記されている場合があり、当該事務の適正かつ円滑な執行のために必要である。
11	職員の任免等を行う事務の中で、本人に関する個人情報を本人以外のものから収集する場合	職員の任免等を行う事務においては、任用に当たっての適格性の審査や、免職等の処分を行うに当たっての事案に応じた的確な処理を行うため、本人の個人情報を本人以外のものから収集することが必要な場合がある。
12	国若しくは他の地方公共団体又は実施機関以外の府の機関から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められる場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合	情報の客観性、正確性を確保するためには、国等から収集する必要がある場合がある。
13	法律若しくはこれに基づく政令の規定に基づき知事その他の執行機関の権限に属する国等の事務に関する主務大臣等からの指示に基づき、本人以外から本人に関する個人情報を収集する場合	機関委任事務に関し、主務大臣等から適法な指揮監督があれば、知事等は国等との協議調整の後、最終的にはこれに従わざるを得ないものである。
14	公共事業に必要な土地等の取得、収用、使用に際し、事業の円滑な推進を図るため、土地所有者等の権利関係等に関する個人情報を収集する場合	<p>① 権利関係について確認するため、本人以外のものから情報を収集することが必要になる場合がある。</p> <p>② 権利関係の中に当事者以外の者に関する個人情報が含まれている場合、それらの内容を正確に把握しなければ、事務を適切に処理することができない。</p>

2 センシティブ情報の収集禁止原則の例外事項（条例第7条第4項）について

番号	項目	収集する個人情報	収集を適当と認める理由等
1	府民等からの相談、要望、陳情、意見等の中で相談者等の意思により、思想、信仰、信条等に関する個人情報が提供され、実施機関として当該個人情報を収集することになる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・思想、信仰、信条その他の心身に関する個人情報 ・社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 	<p>府民等から寄せられた相談、要望、陳情、意見等の中には、思想、信仰、信条等に関する個人情報が含まれる場合があるが、これらの情報は、相談者等の意思により一方的に提供されるものであり、その性質上、収集の選択の余地がない。</p> <p>また、実施機関としても、当該相談等に適切に対応するためには、事務の目的の範囲内でこれらの個人情報を収集する必要がある。</p>
2	病院、保健所等の機関において、診療、疾病予防行為等を行うために、患者等の思想、信仰、信条等に関する個人情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・思想、信仰、信条その他の心身に関する個人情報 ・社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 	<p>医療機関や保健所等において、患者や受診者等の病状等に合わせた確かな治療行為や予防等のための行為を行うためには、当該患者等の生活観や信仰に関する個人情報を収集する場合があるほか、生活歴等を聴取する中で、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集する場合がある。</p>
3	作文等のコンクールや試験等を行う事務において、作文、論文等の中で個人の意思により思想、信仰、信条等に関する個人情報が提供され、実施機関として当該個人情報を収集することになる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・思想、信仰、信条その他の心身に関する個人情報 ・社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 	<p>各種のコンクールや試験の作文、論文等の記述内容は、表現の自由に基づき自由な意思で記述されている。その中には思想、信仰、信条等に関する個人情報について記載される場合があり、事務の目的の範囲内でこれらの個人情報を必然的に収集することがある。</p>
4	刊行物等で一般に入手し得るものから、思想、信仰、信条等に関する個人情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・思想、信仰、信条その他の心身に関する個人情報 ・社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 	<p>事務執行上、刊行物等から個人情報を収集する場合があるが、これら新聞や書籍等に掲載され、公にされている情報については、不特定多数の者に公表され誰もが知り得る状態にあることから、事務の目的の範囲内で収集することが正当と認められる限りにおいては、個人情報保護上の問題は起こらないと考えられる。</p> <p>しかし、情報のすべてが正確なものとは限らないので、出典を明示しておくことが望ましい。</p>
5	栄典、表彰等を行う事務の中で、選考対象者、候補者の犯罪歴等に関する個人情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・思想、信仰、信条その他の心身に関する個人情報 ・社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 	<p>栄典、表彰等を行う場合、犯罪歴を有する者が表彰候補者や被表彰者となることは、社会通念上、府民等の感情にそぐわないものと考えられる。このため、選考事務を行う上で、犯罪歴の有無等を確認する必要がある。</p> <p>また、功績調書のなかで思想、信仰等に関する情報が含まれる場合がある。</p>

番号	項目	収集する個人情報	収集を適当と認める理由等
6	海外からの研修生、来訪者等の受入れ等を行う事務において、当該研修生等の信仰等に関する個人情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・思想、信仰、信条その他の心身に関する個人情報 ・社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 	海外からの研修生や来訪者等を受け入れるに当たっては、食事の制限や生活習慣の違い等を的確に把握し、当該研修生等の滞在中の適切な対応を図るため、信仰、習慣等に関する個人情報を収集する必要がある。
7	職員や委員の任免等を行う事務の中で、身体状況、犯罪歴等に関する個人情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・思想、信仰、信条その他の心身に関する個人情報 ・社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 	公務に従事する職員の任免等を行う事務においては、任用に当たっての適格性の審査及び免職等の処分に応じた的確な処理を行うため、本人等の身体状況、犯罪歴等に関する個人情報を収集する必要が生ずる場合がある。
8	法律若しくはこれに基づく政令の規定に基づき知事その他の執行機関の権限に属する国等の事務に関する主務大臣等からの指示に基づき、思想、信仰、信条等に関する個人情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・思想、信仰、信条その他の心身に関する個人情報 ・社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 	機関委任事務に関し、主務大臣等から適法な指揮監督があれば、知事等は国等との協議調整の後、最終的にはこれに従わざるを得ないものである。
9	府営住宅の適正な管理を行うために、入居者の心身等に関する個人情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・心身に関する個人情報 ・社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 	府営住宅の募集・入居に関する事務等を行うに際しては、入居者等の実状を正確に把握するために、心身や本籍、戸籍等に関する個人情報を収集する必要がある。
10	公共事業において土地等を取得するに際して、墳墓、神社仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転の費用や供養、祭礼の費用の補償を適切に行うため信仰に関する個人情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・信仰に関する個人情報 	公共事業等において土地や家屋等を取得する場合、墳墓や神社、仏閣、教会等の改葬、移転等が必要となる場合において、その改葬、移転費用や供養、祭礼に要する費用の補償額の算定のため、土地や家屋等の所有者の信仰に関する個人情報を収集する必要がある。
11	災害や事故の状況を把握する事務及び災害や事故により死亡や障害が生じた者に給付金等を支給する事務を行うために、心身に関する個人情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・心身に関する個人情報 	災害や事故の状況を把握する事務及び災害や事故により死亡や障害が生じた者に給付金等を支給する事務を行うに際しては、必然的に心身に関する個人情報を収集する必要がある。

番号	項目	収集する個人情報	収集を適当と認める理由等
12	障害者を対象とした事務事業を行うにあたって、対象者を把握するために、心身に関する個人情報を収集する場合	・心身に関する個人情報	障害を有する者に対して、適切な事務事業を行っていくためには、心身に関する個人情報を収集する必要がある。
13	府立高等技術専門校大阪障害者職業能力開発校、府大学、府立学校等において在籍者に関する事務を行うにあたって、心身に関する個人情報を収集する場合	・心身に関する個人情報	生徒指導を適切に行うために、心身に関する個人情報を収集する必要がある。
14	府下の生徒の運動能力や在籍者数など学校教育に係る現状を把握し、教育行政に資するため、心身に関する個人情報を収集する場合	・心身に関する個人情報	府下の生徒の運動能力や在籍者数など継続的に学校教育の現状を把握していくために、心身に関する個人情報を収集する必要がある。
15	研修参加や資格取得に際して、健康診断書等の心身に関する個人情報を収集する場合	・心身に関する個人情報	研修や資格の内容によって、健康状態が要件に課されている場合がある。
16	住宅整備資金の貸付、各種年金・保険給付等に係る事務を行うにあたって、心身に関する個人情報等を収集する場合	・心身に関する個人情報	住宅整備資金の貸付や各種給付金等に係る事務を行うに際しては、対象者の実状を正確に把握するために、心身に関する個人情報を収集することがある。
17	子ども家庭センター等の相談機関や児童福祉施設等において児童等の処遇を的確に行うため、障害、健康状態等に関する個人情報を収集する場合	・心身に関する個人情報	子ども家庭センター等の相談機関や児童福祉施設等において、処遇を的確に行うに際しては、対象者の実状を正確に把握するために、児童等の障害、健康状態等に関する個人情報を収集することがある。
18	公共事業における土地等の取得、裁決、許認可や指定、官民境界確定協議、公共用財産の管理・処分等を行うにあたって、権利者を確認するために相続関係調査等が必要となり、戸籍・本籍に関する個人情報を収集する場合	・社会的差別の原因となるおそれのある個人情報	公共事業用地等の取得、公有財産との境界確定協議、裁決、許認可や指定等を行うに際して、真の所有者・権利者を確認するため、土地や家屋等の所有者等の相続関係調査等により、戸籍や本籍に関する個人情報を収集する必要がある。

番号	項目	収集する個人情報	収集を適切と認める理由等
19	中国帰国者を対象とした事務事業を行うにあたって、対象者を把握するために、戸籍・本籍に関する個人情報を収集する場合	・社会的差別の原因となるおそれのある個人情報	中国帰国者に対して、適切な事務事業を行っていくために、戸籍や本籍に関する個人情報を収集する必要がある場合がある。
20	同和対策に関する事務事業を行う中で、当該事業を実施するために必要な個人情報を収集する場合	・社会的差別の原因となるおそれのある個人情報	府が同和対策に関する事務事業を行うに際し、その対象となる者が同和地区の出身者であるという個人情報を収集する必要がある場合がある。

3 目的外利用・提供禁止原則の例外事項（条例第8条第1項第7号）について

番号	項目	適当と認める理由等
1	<p>栄典、表彰等の選考又は委員、講師、指導者等の選任のため、個人情報を実施機関以外の府の機関又は国等に提供する場合</p> <p>ただし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>	<p>① 栄典、表彰等を行う事務において、選考対象者に関する個人情報を本人から収集したのでは、事務の公正な運営に支障をきたしたり、又は円滑な実施を困難にするおそれがある。</p> <p>② 委員や講師等の人選を行う場合において、本人から収集したのでは情報の客観性、正確性を確保することができず、また、人選を行う機関は、適任者を幅広く求めるため、多くの機関から委員、講師等の候補者の実績等の個人情報を収集する必要がある。</p> <p>③ このため、候補者に関し、実施機関が現に保有する個人情報を実施機関以外の府の機関又は国等の機関に提供することを認める必要がある。</p>
2	<p>実施機関以外の府の機関又は国等が法令に基づき実施する事務に関して行う照会に対して回答する場合</p> <p>ただし、法令に基づき実施する事務の遂行に必要な範囲内で個人情報を取り扱う場合であって、当該個人情報を使用する目的に公益性があり、個人情報を照会することについて合理的な理由があり、かつ、いずれの場合も個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>	<p>① 国等が法令に基づく事務を遂行するために必要な情報であり、個人情報を使用する公益上の必要性が認められる。</p> <p>② 個人情報を利用し、又は提供しないと、国等は改めて本人から収集しなければならず、時間及び経費がかかるとともに、本人にも負担をかけるので、府民の負担の軽減、行政運営の効率化の観点から回答する必要がある。</p> <p>③ 国等は、住民の福祉の向上を図るため、相互に協力して適切な事務執行を行うことが要請されている。</p> <p>④ 国等が本人から収集できないことについて合理的な理由がある場合がある。</p> <p>⑤ 国等の職員は、守秘義務を負っており、みだりに当該個人情報が公開されるおそれがない。</p>
3	<p>広報資料の送付又は会議等の案内のために、保有する名簿等の個人情報を実施機関以外の府の機関又は国等に提供する場合</p> <p>ただし、当該個人が案内又は送付を拒んでいる場合を除く。</p>	<p>実施機関が実施した事業の参加者等に対して、当該実施機関以外の府の機関又は国等が、関連する事業や会議、催し物等の案内をし、又は刊行物等を送付することは、当該個人の利益にかなうものである。したがって、当該個人が案内又は送付を拒んでいる場合を除き、当該案内又は送付ができることとする必要がある。</p>
4	<p>報道機関に発表し、又は報道機関の取材、要請に応じて提供する場合</p> <p>ただし、社会的関心が高い等府民に知らせる公益上の必要性があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。</p>	<p>対象となる個人情報の内容、公表した場合の影響等を判断して、社会通念上許容される範囲内であり、かつ、当該個人情報の内容その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合には、報道機関の取材に応じ、又は報道機関に発表することが必要な場合がある。</p>
5	<p>法律若しくはこれに基づく政令の規定に基づき知事その他の執行機関の権限に属する国等の事務に関する主務大臣等からの指示に基づき、本人に関する個人情報を提供する場合</p>	<p>機関委任事務に関し、主務大臣等から適法な指揮監督があれば、知事等は国等との協議調整の後最終的にはこれに従わざるを得ないものである。</p>

番号	項目	適当と認める理由等
6	二級・木造建築士及び二級・木造建築士事務所の開設者の処分状況を、建設省、他の都道府県及び建築主事を置く市町村に情報提供する場合	<p>① 建設省、他の都道府県及び特定行政庁は、建築確認業務を行っており、処分（業務停止・事務所閉鎖以上）を受けた二級・木造建築士や二級・木造建築士事務所を認知していなければ、無資格者の設計等による建築確認事務を行うことになり、建築士法第3条、第3条の2、第3条の3及び第23条違反を認めることになるため</p> <p>② 建設省及び地方公共団体の職員は、守秘義務を負っており、みだりに当該情報が公開されるおそれがない。</p>
7	がん対策の推進のために、患者の発生状況等を調査する悪性新生物患者登録事務を実施する場合	<p>① がん登録事業は、がんの実態把握を主目的として実施され、がん対策の企画と評価に関する基礎資料となっている。がん登録資料は、がんの原因の究明、がん検診の精度管理と効果測定、医療機関における対がん活動の支援にも活用されており、こうした分野での情報提供においては、公益上の必要性が認められる。</p> <p>② 公的機関の職員は守秘義務を負っており、また医療機関等に提供する場合においても、限定された目的と対象者であり、かつ、資料の保管についても、十分な配慮を義務づけるなど、資料の漏えいを防止している。</p> <p>③ 医療情報の持つ特殊性があるとしても、今後はがん登録制度自体の周知を図ることで、府民をはじめとする関係者のより一層の協力を得るとともに、患者本人の利益にも配慮し、個人情報保護システムを充実していくことが、特に必要である。</p>
8	会計検査院法第26条の規定に基づく会計検査院の帳簿等の提出要求に従い、帳簿等を提出する場合	<p>① 法律の規定に基づく提出要求であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を踏まえて処理する必要がある。</p> <p>② ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>
9	地方自治法第100条第1項の規定に基づく地方議会の提出要求に従い、選挙人等の記録を提出する場合	<p>① 法律の規定に基づく提出要求であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を踏まえて処理する必要がある。</p> <p>② ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>
10	国税徴収法第141条の規定に基づく税務署等からの質問及び検査に応ずる場合	<p>① 法律の規定に基づく質問及び検査であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を踏まえて処理する必要がある。</p> <p>② ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>

番号	項 目	適 当 と 認 め る 理 由 等
11	民事訴訟法第319条等の法律の規定に基づく裁判所からの求めに応じて報告、文書の送付等を行う場合	<p>① 法律の規定に基づく要求であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を踏まえて処理する必要がある。</p> <p>② ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>
12	刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく司法警察職員からの照会に対して回答する場合	<p>① 法律の規定に基づく照会であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を踏まえて処理する必要がある。</p> <p>② ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>
13	地方自治法第98条第1項及び第99条第1項の規定に基づく地方議会からの検閲及び検査の請求並びに説明の要求に応ずる場合	<p>① 法律の規定に基づく検閲及び検査の請求並びに説明の要求であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を踏まえて処理する必要がある。</p> <p>② ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>
14	弁護士法第23条の2の規定に基づく弁護士会からの照会に対して回答する場合	<p>① 法律の規定に基づく照会であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を踏まえて処理する必要がある。</p> <p>② ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>
15	訴訟当事者である府が訴訟資料として裁判所に個人情報を提供する場合	<p>① 事実関係を正確に反映させ、公正、妥当な訴訟を遂行する要請との均衡を考慮して、個人情報の保護に十分に配慮しながら処理する必要がある。</p> <p>② ただし、実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>

4 オンライン結合による個人情報の外部提供禁止の例外事項（条例第8条第3項）について

番号	システムの名称	提供する個人の類型	提供先	適 当 と 認 め る 理 由 等
1	旅券申請作成処理システム	旅券申請者	外務省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅券発給事務において、国内の大量の申請事務を適正に処理し、二重発給を防止するためには、オンラインの利用は不可欠である。 ・ 情報提供先である国において、オンライン提供の情報内容を公示するとともに、実施機関及び国において個人の権利を侵害しないよう適正な運用が図られている。
2	社会保険オンラインシステム	被保険者 受給権者	社会保険庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険に係る膨大な届出書、請求書等を正確に処理するとともに、大量の記録を長期管理し、行政サービスの向上、事務運営の効率化及び高度化を図るため、オンラインの利用は不可欠である。 ・ 情報提供先である国においてオンライン提供の情報内容を公示するとともに、実施機関及び国において個人の権利を侵害しないよう適正な運用が図られている。
3	建設業許可審査システム		建設省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業法上兼任が認められていない経営業務管理責任者、専任技術者等の重複チェックを行い、名義貸し等を防止する等、大量の情報を正確に処理し、建設業許可の適正化及び迅速化を図るためには、全国の建設業許可業者の情報を一元的に処理する必要があり、オンラインの利用は不可欠である。 ・ 情報提供先である国においてオンライン提供の情報内容を公示するとともに、府及び国において個人の権利を侵害しないよう適正な運用が図られている。
4	宅地建物取引業免許事務等電算処理事務	宅地建物取引業者及び宅地建物取引主任者	(財)不動産適正取引推進機構 建設省 都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地建物取引主任者の名義貸しや宅地建物取引業者、宅地建物取引主任者の欠格要件に該当する者のチェックを行うため、財団法人不動産適正取引推進機構に委託して一元的処理を行っている。大量の情報を全国で正確に迅速に処理するためにオンラインの利用は不可欠である。 ・ しかし、このオンラインでは、本籍に係る情報も提供されており、今後、実施機関と当該財団法人が委託契約を結ぶ際には、個人の権利利益を侵害しないように厳格な責務を課すとともに、セキュリティのレベルアップのための手段を講じるよう、国にはたらきかけていくことが望まれる。 <p>また、実施機関において、オンラインにより提供する個人情報の内容について本人に明示しておくことが必要である。</p>

番号	システムの名称	提供する個人の類型	提供先	適 当 と 認 め る 理 由 等
5	人事トータルシステム及び職員研修システム	府職員	大阪府議会	<ul style="list-style-type: none"> 府における事務の統一化、迅速化を図るため、府職員の情報を電子計算機に入力し、オンラインにより処理している。 このオンラインにおいては、職員の権利利益の侵害のおそれは低いと考えられる。
6	会議室予約システム	府職員	大阪府議会	<ul style="list-style-type: none"> 府における事務の迅速化を図るため、会議室の予約システムを電子計算機に入力し、オンラインにより処理している。 このオンラインにおいては、職員の権利利益の侵害のおそれは低いと考えられる。
7	財務会計システム	債権者及び債務者	大阪府公安委員会、大阪府議会	<ul style="list-style-type: none"> 府における事務の統一化、迅速化を図るため、債権者及び債務者の情報を電子計算機に入力し、オンラインにより処理するもの。 このオンラインにおいては、個人の権利利益の侵害のおそれは低いと考えられる。
8	生涯学習情報提供システム	生涯学習指導者	市町村 住民 (財)大阪府文化振興財団	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習に関する情報を、住民等に的確かつ迅速に提供するため、オンライン結合により情報を提供していくものである。生涯学習の推進事業は法令及び府の総合計画に位置づけられた施策であるが、これを実施していくためには、様々な分野にわたる府域のニーズに対応した情報を的確かつ迅速に伝えることが基本となり、具体的伝達手段としては、伝達の即時性、拡張性の上からオンラインを用いることが有効である。 なお、情報提供にあたっては、本人の同意を確実に得るとともに、情報提供先に応じて、伝達情報を限定するなど、個人の権利利益の保護に配慮されているが、実施機関において、オンライン提供にあたっての取扱要領を定めておくことが必要である。
9	ウイメンズデータバンクシステム	女性の人材及び女性問題に詳しい人材	市町村 住民 (財)大阪府男女協働社会づくり財団	<ul style="list-style-type: none"> 女性関係各種情報を、的確かつ迅速に住民等に提供するため、オンラインによる情報提供を行うものである。当該事業は、府の総合計画に位置づけられた施策であり、情報の最新性、正確性を確保するとともに、伝達の即時性、拡張性の上からオンラインを用いることが有効である。 なお、情報提供にあたっては、本人の同意を確実に得るとともに、情報内容を限定し、個人の権利利益の保護に配慮されているが、実施機関において、オンライン提供にあたっての取扱要領を定めておくことが必要である。

オンライン結合を用いた個人情報の提供についての基準

オンライン結合を用いて個人情報の提供を行う際には、次の分類に従い、2つの観点からの要件を満たしていることが必要である。

名称	オンラインシステムNo.1	オンラインシステムNo.2
分類	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業に関する処理を行うために国や他の地方公共団体等、実施機関以外の公的団体に対して、オンライン結合を用いて個人情報を提供するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・府民サービスの向上を図るために府民等に対して、府政に関する情報（個人情報も含む）をオンライン結合を用いて提供するもの
(要件一) 公益上の必要性があること	<ul style="list-style-type: none"> ・目的による基準⇒ 実施機関又は相手方の事務事業の目的達成にあたり、オンラインシステムを必要とする特別な理由があると認められること ・具体的には、次のいずれかの要件を満たしていること <ol style="list-style-type: none"> (1)法令にオンライン利用の根拠があること (2)全国統一的に、大量の情報について、即時的に対応することが必要な事務であって、他の方法によっては、事務事業の目的が達成できないこと (3)実施機関又は相手方の事務の性質上、個人情報の提供の即時性又は個人情報の最新性を特に確保する必要がある事務であって、手作業処理又は磁気テープ等の搬送により個人情報を提供する方法では、十分な成果が期待できないこと (4)当該事務事業の目的達成に、オンラインシステムを用いることが密接に関連しているとともに、府独自で府民にオンラインシステムにより個人情報を提供する場合は、当該事務事業が、法令や府の総合計画等の施策体系のもとにあること 	
(要件二) 個人の権利利益を侵害するおそれがないこと	① 基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・このオンラインは、「オンラインシステム No.2」に比べると、提供される個人情報の内容が、詳細かつ大量であることが多いため、目的に従った正しい運用がなされないと、情報の本人の権利利益侵害の可能性が高い。
	② 情報の本人の同意の確実性の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン提供の目的、個人情報の内容、利用等について、情報の本人に事前に説明し、了承を得ていること
	③ 情報の管理体制の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン結合を用いた個人情報の提供に対応した、個人情報保護の体制が、実施機関及び情報の提供先において整備されていることが必要である。とりわけ、不正アクセスの排除等、安全性の確保措置について配慮されていること ・本人から情報の取扱いについて苦情があった場合は、これに応じるとともに、情報の最新性、正確性が担保されるための手段を講じておくことが望ましい。

事業者指針

1 指針作成の目的

この指針は、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の保護を図るため、事業者が自主的に個人情報の保護のための適切な措置を講ずる際によりどころとなるよう作成したものである。

2 対象とする個人情報

- (1) この指針において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- (2) この指針は、情報処理形態のいかんにかかわらず、事業者がその事業活動に伴って取り扱う個人情報のすべてを対象とする。

3 個人情報の収集

- (1) 個人情報の収集は、事業者の正当な事業の範囲内で、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で行う。
- (2) 個人情報の収集は、適法かつ公正な手段により行う。
- (3) 個人情報の収集に当たっては、原則として、本人がその取扱目的を確認できるようにする。
- (4) 個人情報の本人以外のものからの収集は、以上の制限のほか、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。

4 個人情報の利用又は提供

- (1) 個人情報の利用又は提供は、原則として、収集した目的の範囲内で行う。
- (2) 収集したときの目的の範囲を超えて個人情報を利用し、又は提供するときは、本人の同意がある場合又は本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。

5 個人情報の適正な管理

- (1) 個人情報は、取り扱う事業の目的を達成するために必要な範囲内で、正確かつ最新の状態に保つ。
- (2) 個人情報の取扱いに当たっては、漏えい、滅失及び損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努める。
- (3) 保有する必要がなくなった個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去する。
- (4) 個人情報を取り扱う事業を外部に委託しようとするときは、個人情報の保護のために必要な措置を講ずる。

6 特に慎重な取扱いを要する個人情報

次に掲げる個人情報については、個人の権利利益を侵害することのないよう特に慎重に取り扱う責務を有する。

- i 思想、信仰、信条その他の心身に関する基本的な個人情報
- ii 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

7 自己情報の開示等

- (1) 本人から自己情報について開示又は訂正を求められたときは、原則としてこれに応ずる。
- (2) 本人から自己情報を利用し、又は提供することを拒まれたときは、原則としてこれに応ずる。
- (3) 個人情報の取扱いに関する相談窓口を設置し、本人から自己情報の取扱いについて苦情があったときは、適切かつ迅速に処理する。

8 責任体制

事業者は、個人情報の適正な取扱いを行う責任体制の確立に努めるものとする。